

# 新旧対照表

改正日：2025年4月1日

改正前	改正後
一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款	一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款
〔目次〕	〔目次〕
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 旅客運送	第2章 旅客運送
第1節 運送の引受け〔第3条-第6条〕	第1節 運送の引受け〔第3条-第6条〕
第2節 乗車券類の発売と効力〔第7条- <u>第21条</u> 〕	第2節 乗車券類の発売と効力〔第7条- <u>第22条</u> 〕
第3節 運賃及び料金〔 <u>第22条-第25条</u> 〕	第3節 運賃及び料金〔 <u>第23条-第26条</u> 〕
第4節 旅客の特殊取扱い〔 <u>第26条-第42条</u> 〕	第4節 旅客の特殊取扱い〔 <u>第27条-第43条</u> 〕
第5節 手回品〔 <u>第43条-第46条</u> 〕	第5節 手回品〔 <u>第44条-第47条</u> 〕
第3章 荷物運送〔 <u>第47条-第53条</u> 〕	第3章 荷物運送〔 <u>第48条-第54条</u> 〕
第4章 責任〔 <u>第54条-第59条</u> 〕	第4章 責任〔 <u>第55条-第60条</u> 〕
第5章 連絡運輸・共通乗車	第5章 連絡運輸・共通乗車
第1節 連絡運輸〔 <u>第60条-第63条</u> 〕	第1節 連絡運輸〔 <u>第61条-第63条</u> 〕
第2節 共通乗車 (略)	第2節 共通乗車 (略)
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
(運送の引受け及び継続の拒絶)	(運送の引受け及び継続の拒絶)
第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。	第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) 旅客が <u>第45条</u> 第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき	(8) 旅客が <u>第46条</u> 第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき
(9)～(11) (略)	(9)～(11) (略)
(運送の制限等)	(運送の制限等)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 当社は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所その他の事業所（以下「営業所等」という。）及び主たる停留所に <u>揭示</u> します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。	2 当社は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所その他の事業所（以下「営業所等」という。）及び主たる停留所に <u>表示</u> します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
(乗車券類の所持等)	(乗車券類の所持等)
第6条 (略)	第6条 (略)
(乗車券類の発売)	(乗車券類の発売)
第7条 (略)	第7条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に <u>揭示</u> します。	4 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に <u>表示</u> します。
(新設)	<u>5</u> 当社は、地方運輸局長に届け出ることにより、指定した区間の乗車券類の発売における支払方法を指定することがあります。
(新設)	<u>6</u> 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等及

<p>第8条・第9条 (略)</p> <p>(団体乗車券の発売)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 当社は、前項において定める人数及び指定する区間を関係の営業所等に<u>掲示</u>します。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第11条・12条 (略)</p> <p>(乗車券類の通用期間)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 券面に通用期間を表示しない乗車券は、<u>第36条</u>の規定による場合を除いて、通用期間を制限しません。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(身分証明書等の所持)</p> <p>第15条 第8条、第9条又は<u>第24条</u>の規定により発売された乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の使用資格を有することを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当社の係員が当該書類の呈示を求めたときには、これを拒むことはできません。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条・第17条 (略)</p> <p>(乗車券類の無効)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する乗車券類は、無効とします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 身分又は資格を偽って発行された<u>第24条</u>に規定する運賃割引証で購入した乗車券</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該乗車券類を一時領置することがあります。この場合において、当社が旅客に悪意があると認めたときは、当該乗車券類を無効とします。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第24条</u>に規定する運賃割引証と引換えに発売された乗車券を運賃割引証の記名人以外の者が使用したとき</p> <p>(4) (略)</p> <p>(乗車券類の引渡し及び回収)</p> <p>第19条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その所持する乗車券類を当社の係員に引き渡し、又はその回収に応じなければなりません。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該乗車券類が無効(<u>第36条第2項の規定による無効を除く。)</u>又は不要となったとき</p> <p>(新設)</p>	<p>び主たる停留所に表示します。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p> <p>(団体乗車券の発売)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 当社は、前項において定める人数及び指定する区間を関係の営業所等に<u>表示</u>します。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第11条・12条 (略)</p> <p>(乗車券類の通用期間)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 券面に通用期間を表示しない乗車券は、<u>第37条</u>の規定による場合を除いて、通用期間を制限しません。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(身分証明書等の所持)</p> <p>第15条 第8条、第9条又は<u>第25条</u>の規定により発売された乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の使用資格を有することを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当社の係員が当該書類の呈示を求めたときには、これを拒むことはできません。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条・第17条 (略)</p> <p>(乗車券類の無効)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する乗車券類は、無効とします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 身分又は資格を偽って発行された<u>第25条</u>に規定する運賃割引証で購入した乗車券</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該乗車券類を一時領置することがあります。この場合において、当社が旅客に悪意があると認めたときは、当該乗車券類を無効とします。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第25条</u>に規定する運賃割引証と引換えに発売された乗車券を運賃割引証の記名人以外の者が使用したとき</p> <p>(4) (略)</p> <p>(乗車券類の引渡し及び回収)</p> <p>第19条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その所持する乗車券類を当社の係員に引き渡し、又はその回収に応じなければなりません。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該乗車券類が無効又は不要となったとき(<u>次号に該当する場合を除く。)</u></p> <p><u>(4) 第37条第1項の規定により払戻し又は引換えが行われたとき</u></p>
--	---

(特殊な乗車券類の発売)

第20条 当社は、地方運輸局長へ届け出たところにより、特殊定期乗車券、特殊回数乗車券その他の乗車券類を発売することがあります。この場合には、その発売、効力及び特殊取扱いに関する事項でこの約款の規定と異なる取扱いをするものについては関係の営業所等に掲示し、又は当該乗車券類に記載します。

(整理券の所持)

第21条 (略)

2・3 (略)

4 第1項に規定する整理券を所持しない場合又は前項に規定する引渡しを拒んだ場合若しくはカードをカード読取機に読み取らせなかった場合であって当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統又は区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。

(新設)

(運賃及び料金)

第22条 (略)

2 前項の運賃及び料金は、関係の営業所等に揭示します。

第23条～第25条 (略)

(旅客の都合による運賃及び料金の払戻し)

第26条 当社は、乗車券類を所持する旅客が、その都合によって乗車を取りやめたときは、旅客の請求により次の各号に規定する運賃又は料金の払戻しをします。

(1)～(3) (略)

(4) 座席券にあつては、指定した自動車の発車時刻の2時間前(当社がこれ以降の期限を定めて関係の営業所等に掲示した場合は当該期限)までに払い戻しの請求があつた場合に限りその料金額

2 (略)

第27条～第32条 (略)

(定期乗車券等の種類又は区間の変更)

第33条 当社は、旅客の請求により、その所持する定期乗車券又は定期回数乗車券の種類又は区間を変更します。この場合においては、当社は、変更を必要とする理由を証明する書面の提出を求めます。

2 前項の場合には、次の算式により算出された金額を追徴し、又は払い戻します。

この場合においては、520円以内の手数料を申し受けます。

(特殊な乗車券類の発売)

第20条 当社は、地方運輸局長へ届け出たところにより、特殊定期乗車券、特殊回数乗車券その他の乗車券類を発売することがあります。この場合には、その発売、効力及び特殊取扱いに関する事項でこの約款の規定と異なる取扱いをするものについては関係の営業所等に表示し、又は当該乗車券類に記載します。

(整理券の所持)

第21条 (略)

2・3 (略)

4 第1項に規定する整理券を所持しない場合又は第2項に規定する引渡しを拒んだ場合若しくはカードをカード読取機に読み取らせなかった場合であって当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統又は区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。

(乗車券類を所持しない場合の支払方法の指定)

第22条 所定の乗車券類を所持せず乗車した旅客が、第6条第1項ただし書の規定により所定の運賃及び料金を支払うときは、あらかじめ当社が指定する区間においては、当社が地方運輸局長に届け出ることにより、その支払方法を指定することがあります。

2 前項の区間及び支払方法を指定したときは、その旨を関係の営業所等及び主たる停留所に表示します。

(運賃及び料金)

第23条 (略)

(削る)

第24条～第26条 (略)

(旅客の都合による運賃及び料金の払戻し)

第27条 当社は、乗車券類を所持する旅客が、その都合によって乗車を取りやめたときは、旅客の請求により次の各号に規定する運賃又は料金の払戻しをします。

(1)～(3) (略)

(4) 座席券にあつては、指定した自動車の発車時刻の2時間前(当社がこれ以降の期限を定めて関係の営業所等に表示した場合は当該期限)までに払い戻しの請求があつた場合に限りその料金額

2 (略)

第28条～第33条 (略)

(定期乗車券等の種類又は区間の変更)

第34条 当社は、旅客の請求により、その所持する定期乗車券又は定期回数乗車券の種類又は区間を変更します。この場合においては、当社は、変更を必要とする理由を証明する書面の提出を求めます。

2 前項の場合には、次の算式により算出された金額を追徴し、又は払い戻します。

この場合においては、520円以内で当社が別に定める額の手数

原券の券面表示の運賃額 ……………A  
新券の券面表示の運賃額 ……………B  
通用期間（日数）（1ヶ月:30 3ヶ月:90 6ヶ月:180） ……C  
残通用期間（日数）（請求日も残通用日数とする） ……………D  
(A×D/C)～(B×D/C)

(定期乗車券等の書換え)

**第34条** 当社は、旅客の請求により、券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券又は定期回数乗車券の書換えをします。この場合においては、520円以内の手数料を申し受けます。

(定期乗車券等の再発行)

**第35条** 当社は、旅客の紛失した定期乗車券又は定期回数乗車券については、再発行をしません。ただし、災害その他の事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。この場合においては、520円以内の手数料を申し受けます。

(乗車券類の様式変更等の場合の取扱い)

**第36条** 当社は、乗車券類の様式変更その他当社の都合により既に発行した乗車券類を無効とするときは、次項の規定による揭示を行ったうえ、旅客の請求により、同項の期間内において次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。

(1)・(2) (略)

2 当社は、乗車券類を無効とする日の少なくとも1月前に、次の各号に掲げる事項を営業所等及び当該乗車券類に係る運行系統を運行する自動車内に揭示します。

(1) 乗車券類を無効とする日

(2) 揭示の日から無効とする日の少なくとも2月後の日までの期間内に限り前項に規定する取扱いをする旨

(運賃及び料金の変更の場合の取扱い)

**第37条** (略)

(再購入後の払戻し)

**第38条** 定期乗車券又は定期回数乗車券を再購入後旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、旧券について**第36条**の規定の例により払戻しをします。この場合においては、520円以内の手数料を申し受けます。

**第39条・第40条** (略)

(運賃の払戻し場所等)

**第41条** 当社は、本節の規定による運賃及び料金の払戻し又は乗車券類の引換え、取替え、書換え若しくは再発行を次に掲げる場所において行います。ただし、関係の営業所等に揭示して払戻しをする場所を指定したときは、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

料を申し受けます。

原券の券面表示の運賃額 ……………A  
新券の券面表示の運賃額 ……………B  
通用期間（日数）（1ヶ月:30 3ヶ月:90 6ヶ月:180） ……C  
残通用期間（日数）（請求日も残通用日数とする） ……………D  
(A×D/C)～(B×D/C)

(定期乗車券等の書換え)

**第35条** 当社は、旅客の請求により、券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券又は定期回数乗車券の書換えをします。この場合においては、520円以内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。

(定期乗車券等の再発行)

**第36条** 当社は、旅客の紛失した定期乗車券又は定期回数乗車券については、再発行をしません。ただし、災害その他の事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。この場合においては、520円以内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。

(乗車券類の様式変更等の場合の取扱い)

**第37条** 当社は、乗車券類の様式変更その他当社の都合により既に発行した乗車券類を無効とするときは、次項の規定による表示を行ったうえ、旅客の請求により、同項の期間内において次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。

(1)・(2) (略)

2 当社は、乗車券類を無効とする日の少なくとも1月前に、次の各号に掲げる事項を営業所等及び当該乗車券類に係る運行系統を運行する自動車内に表示します。

(1) 乗車券類を無効とする日

(2) 表示の日から無効とする日の少なくとも2月後の日までの期間内に限り前項に規定する取扱いをする旨

(運賃及び料金の変更の場合の取扱い)

**第38条** (略)

(再購入後の払戻し)

**第39条** 定期乗車券又は定期回数乗車券を再購入後旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、旧券について**第37条**の規定の例により払戻しをします。この場合においては、520円以内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。

**第40条・第41条** (略)

(運賃の払戻し場所等)

**第42条** 当社は、本節の規定による運賃及び料金の払戻し又は乗車券類の引換え、取替え、書換え若しくは再発行を次に掲げる場所において行います。ただし、関係の営業所等に表示して払戻しをする場所を指定したときは、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

第42条～第45条 (略)

(有料手回品切符)

第46条 有料手回品切符については、第16条、第17条、第26条から第32条まで、第36条、第37条及び第39条から第42条までの規定を準用します。この場合において、第26条から第28条まで、第36条、第37条及び第39条から第41条までの規定の準用については、普通乗車券の例により取り扱います。

(荷物運送の引受け)

第47条 当社は、旅客(第8条又は第9条に規定する乗車券を所持する旅客を除く。)の手荷物について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、運送を引き受けます。

- (1) (略)
- (2) 第44条に規定された制限を超える物品であるとき
- (3) 第45条第1項の物品であるとき
- (4) 第45条第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶すべき物品に相当する物品であるとき
- (5)・(6) (略)

2 (略)

第48条 (略)

2 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に掲示します。ただし、小荷物に係る指定については、この限りではありません。

(運送の制限等)

第49条 (略)

2 当社は、前項の規定による制限をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所等に掲示します。

3 (略)

(荷物運賃)

第50条 (略)

2 前項の運賃は、関係の営業所等に掲示します。

第51条～第56条 (略)

(荷物に関する責任)

第57条 当社は、第47条第1項又は第2項の規定により運送を引き受けた荷物の滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関して注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2・3 (略)

第58条・第59条 (略)

(連絡乗車券等)

第60条 (略)

2・3 (略)

4 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の区間についても連絡運輸に係る他の運送事業者の約款を優先的に適用することが

第43条～第46条 (略)

(有料手回品切符)

第47条 有料手回品切符については、第16条、第17条、第27条から第33条まで、第37条、第38条及び第40条から第43条までの規定を準用します。この場合において、第27条から第29条まで、第37条、第38条及び第40条から第42条までの規定の準用については、普通乗車券の例により取り扱います。

(荷物運送の引受け)

第48条 当社は、旅客(第8条又は第9条に規定する乗車券を所持する旅客を除く。)の手荷物について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、運送を引き受けます。

- (1) (略)
- (2) 第45条に規定された制限を超える物品であるとき
- (3) 第46条第1項の物品であるとき
- (4) 第46条第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶すべき物品に相当する物品であるとき
- (5)・(6) (略)

2 (略)

第49条 (略)

2 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に表示します。ただし、小荷物に係る指定については、この限りではありません。

(運送の制限等)

第50条 (略)

2 当社は、前項の規定による制限をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所等に表示します。

3 (略)

(荷物運賃)

第51条 (略)

(削る)

第52条～第57条 (略)

(荷物に関する責任)

第58条 当社は、第48条第1項又は第2項の規定により運送を引き受けた荷物の滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関して注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2・3 (略)

第59条・第60条 (略)

(連絡乗車券等)

第61条 (略)

2・3 (略)

4 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の区間についても連絡運輸に係る他の運送事業者の約款を優先的に適用することが

あります。この場合には、当社は、その旨を関係の営業所等に  
掲示します。

第61条 (略)

(運賃及び料金)

第62条 当社は、連絡運輸に係る運賃及び料金のうち主なものを関係  
の営業所等に掲示します。

第63条 (略)

(共通乗車券等)

第64条 (略)

- 2 前項の自動車に乗車する旅客の所持する共通乗車券は、第33  
条の場合を除き、当社の乗車券類とみなします。
- 3 (略)

あります。この場合には、当社は、その旨を関係の営業所等に  
表示します。

第62条 (略)

(運賃及び料金)

(削る)

第63条 (略)

(共通乗車券等)

第64条 (略)

- 2 前項の自動車に乗車する旅客の所持する共通乗車券は、第34  
条の場合を除き、当社の乗車券類とみなします。
- 3 (略)